特定非営利活動法人 多摩草むらの会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多摩草むらの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都多摩市鶴牧1丁目4番地の10アネックス鶴牧1 01に置く。

(目的)

第3条 この法人は、精神障害者及びその家族に対して地域生活支援に関わる活動を行うと 同時にその活動に関する調査研究や教育研修、情報提供活動等の事業を行い、地域に 即した精神保健福祉の活動基盤の充実を図り、ノーマライゼーション(障害者を社会 から隔離するのではなく、あるがままの障害者が、地域で障害のない者と同様の社会 生活を送ることを可能とするための条件整備を行うこと)の実現に寄与し、福祉の増 進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次 の事業を行う。
 - (1) 精神障害者の自立支援のための事業
 - ① 精神障害者及びその家族のための懇談交流会等の企画・運営事業
 - ② 精神障害者及びその家族のための相談事業
 - ③ 精神障害者のための作業の場の提供事業
 - ④ 精神障害者のための就労の場の提供事業
 - (2) 精神障害者の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - (3) 精神障害者の障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - (4) 精神障害に関する講習会、セミナー、シンポジウム等開催事業
 - (5) ホームページ開設・運営、機関誌、啓発書等の発行による普及啓発事業

- (6) 精神障害者及びその家族と市民との交流を目的としたイベント等の開催事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」 という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体とする。
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、会費を添えて代表理事に申し込むものとする。
 - 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときには速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
 - (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会議決によりこれを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の決議を行う総会において、

議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び選任)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上4名以内を副代表理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてふくまれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、会務を総括する。
 - 2 副代表理事は、代表理事を補佐してこの法人の業務を掌握し、代表理事に事故ある とき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序によりその職務 を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、 この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又 は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これ を総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ 若しくは理事会の開催を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は定時総会から次期定時総会までとする。ただし、再任を妨げない
 - 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後 最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の 任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を 行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任 することができる。
 - (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の 機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種 別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。
 - 2 総会は定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の收入をもって償還する短期借入金を除く。 第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散時の残余財産の帰属
- (10)事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 定時総会は、毎年1回、事業年度終結後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求が あったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するにあたっては、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面により、会議の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項 とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって 決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任する

- ことができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、 総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議決の決議に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)会議の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過及び概要及び議決結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその総会で選任された議事録署名人 2 名が、署名押印 しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面に より招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から第15条第4項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日 以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。 但し、理事全員の同意のある場合について、または、緊急を要する場合はこの

限りではない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事があたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の 決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者総数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 資産

(構成)

- 第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 財産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

- 第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。
 - (1) 特定非営利活動に係わる事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し 総会の議決を経なければならない。

> ただし、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業および 補助金事業については、理事会の議決を経て、これを総会に報告する。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表 理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出 をすることができる。
 - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する 書類は、事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、 総会の議決を経なければならない。

ただし、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業および補助 金事業については、理事会の議決を経て、これを総会に報告する。

2 決算上余剰金を生じさせたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上 の多数による議決を経、かつ法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁 の認証を得なければならない。

(解散)

- 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上 の承認を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、 法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した社会福祉法人に譲渡するもの とする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に 定める。

第10章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする

代表理事 平野 良治 副代表理事 高橋 喜久夫 副代表理事 佐藤 公信 松田 淑子 副代表理事 副代表理事 風間 美代子 理 事 松岡 都 理 事 鈴木 静枝 理 事 齋藤 美代喜 事 村上 秀平 理 理 事 安東 ミツヱ 理 事 大城 崇 大窪 和子 監 事 監 事 井上 博水

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の 成立の日から平成17年6月30日までとする
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員及び賛助会員(個人、団体) 0円
 - (2) 年会費 正会員(個人、団体) 6,000 円 費助会員(個人、団体) 1 口 3,000 円 (1 口以上)

平成 1 6年 7月 1日 改定 平成 1 7年 4月 2 5日 改定 平成 1 7年 1 1月 5 日 改定 平成 1 9年 2月 2 4日 改定 平成 1 9年 6月 1 1日 改定 平成 2 1年 1 2月 5 日 改定 平成 2 4年 1 1月 2 8 日 改定 平成 2 5年 9月 1 4日 改定